

静岡県電力の調達に係る環境配慮方針

(目的)

第1条 本方針は、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（以下「環境配慮契約法」という。）」（平成19年法律第56号）第11条に基づき、静岡県（以下「本県」という。）が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定める。

(環境に配慮した電力調達契約)

第2条 「環境に配慮した電力調達契約」とは、本県が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者（以下「電気事業者」という。）の電力供給事業における環境配慮の状況について、第4条に定める「環境評価項目」を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

(方針の適用)

第3条 本方針は、本県が競争入札により電力を調達する際に適用する。

(環境評価項目)

第4条 本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

- (1) 二酸化炭素排出係数
- (2) 未利用エネルギーの活用状況
- (3) 再生可能エネルギーの導入状況
- (4) 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組

(入札参加資格)

第5条 入札参加資格は、次のとおりとする。

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、前条(1)から(4)に定める環境評価項目を、別紙1「静岡県環境に配慮した電力調達契約評価基準（以下「評価基準」という。）」により算定した評価点の合計点数が70点以上のものであること。

※ 開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に算入した電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、算入日から1年間に限って開示予定時期（算入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

(評価)

第6条 本県が行う電力調達契約の入札に参加を希望する電気事業者は、第4条(1)から(4)に定める環境評価項目を、別紙1の評価基準により算定し、その評価点等を様式1「静岡県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書（以下「評価項目報告書」という。）」に記載し、別に定める日までに静岡県知事に提出するものとする。

2 ぐらし・環境部環境局環境政策課長は、電気事業者から提出された様式1の内容を確認し、各電気事業者の評価点を判定する。

3 ぐらし・環境部環境局環境政策課長は、判定の結果について、様式2により各部局等の長へ、様式3により電気事業者へ通知するものとする。

(入札参加資格の確認)

第7条 入札事務を担当する者は、各電気事業者の評価点を確認し、入札参加資格の有無を確認するものとする。

(その他)

第8条 本方針により定めるものの他、競争入札による電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、別に定める。

(事務処理)

第9条 本方針に係る事務処理は、くらし・環境部環境局環境政策課において行う。

附 則

この方針は、平成21年11月10日から施行する。

附 則

この方針は、平成22年12月13日から施行する。

附 則

この方針は、平成23年12月19日から施行する。

附 則

この方針は、平成24年11月5日から施行する。

附 則

この方針は、平成25年12月3日から施行する。

附 則

この方針は、平成26年11月7日から施行する。

附 則

この方針は、平成27年10月15日から施行する。

附 則

この方針は、平成28年10月12日から施行する。

附 則

この方針は、平成29年10月3日から施行する。

附 則

この方針は、平成30年10月10日から施行する。

附 則

この方針は、令和元年10月10日から施行する。

附 則

この方針は、令和2年10月12日から施行する。

附 則

この方針は、令和3年10月11日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年9月9日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年9月27日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年10月30日から施行する。

静岡県環境に配慮した電力調達契約評価基準

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和4年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和4年度の未利用エネルギーの活用状況、③令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況の3項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評価点の合計が70点以上であること。①から③の評価点の合計が70点に満たない場合、①から③の評価点に、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組を以下の表に当てはめた場合の評価点を加えた合計が70点以上であること。

要素	区分	評価点
【東京電力管内（富士川以東）】 ①令和4年度の1kWh当たりの 二酸化炭素排出係数 （単位：kg-CO2/kWh） ※2	0.000 以上 0.375 未満	70
	0.375 以上 0.400 未満	65
	0.400 以上 0.425 未満	60
	0.425 以上 0.450 未満	55
	0.450 以上 0.475 未満	50
	0.475 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上 0.525 未満	40
	0.525 以上 0.550 未満	35
	0.550 以上 0.575 未満	30
	0.575 以上 0.600 未満	25
	0.600 以上	0
【中部電力管内（富士川以西）】 ①令和4年度の1kWh当たりの 二酸化炭素排出係数 （単位：kg-CO2/kWh） ※2	0.000 以上 0.400 未満	70
	0.400 以上 0.425 未満	65
	0.425 以上 0.450 未満	60
	0.450 以上 0.475 未満	55
	0.475 以上 0.500 未満	50
	0.500 以上 0.525 未満	45
	0.525 以上 0.550 未満	40
	0.550 以上 0.575 未満	35
	0.575 以上 0.600 未満	30
0.600 以上	0	
②令和4年度の未利用エネルギーの 活用状況 ※3	0.675 %以上	10
	0 %超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和4年度の再生可能エネルギー の導入状況 ※4	10.00%以上	20
	5.00%以上 10.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④省エネに係る情報提供、簡易的DR の取組地域における再エネの創 出・利用の取組 ※5	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

※1 開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示され

た電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に算入した電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、算入日から1年間に限って開示予定時期（算入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

※2 令和4年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数とは、次の数値とする。

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和4年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。なお、公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。

※3 令和4年度の未利用エネルギーの活用状況とは、令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を令和4年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値。

（算定方式）

$$\text{令和4年度の未利用エネルギーの活用状況（\%）} = \frac{\text{令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）}}{\text{令和4年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$$

1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

(1) 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

(2) 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。

(1) 工場等の廃熱又は排圧

(2) 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「FIT法」という。）」第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）

(3) 高炉ガス又は副生ガス

3. 令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他電気事業者への販売分は含まない。

4. 令和4年度の供給電力量には他電気事業者への販売分は含まない。

※4 令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況とは、以下の項目を算定方式に示す方法により算出した数値をいう（単位はすべてkWh）。

(1) 令和4年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量であって、

当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端）

- (2) 令和4年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端）
- (3) グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（令和4年度の電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）
- (4) J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（令和4年度の電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）
- (5) 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（令和4年度の電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）
- (6) 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギーであることが判別できる非FIT非化石証書の量（令和4年度の電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）
- (7) 令和4年度の供給電力量（需要端）

（算定方式）

$$\text{令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況（\%）} = \frac{(1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6)}{(7)} \times 100$$

1. 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない。）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）
2. 令和4年度の再生可能エネルギー電気の利用量（(1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6)）には他電気事業者への販売分は含まない。
3. 令和4年度の供給電力量（(7)）には他電気事業者への販売分は含まない。

※5 需要家の省エネルギーの促進、電力圧迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。

具体的な評価内容として、

- ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること
 - ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること
 - ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること
- と
- ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること

例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料

金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

様式 1

静岡県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書

令和 年 月 日

静岡県知事 様

住所
名称
代表者氏名

下記報告内容に相違ないことを誓約します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示情報

開示方法	番号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和4年度の状況

	項目	自社の基準値	評価点
①	1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (kg-CO2/kWh) ※事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数		
②	未利用エネルギーの活用状況 (%)		
③	再生可能エネルギーの導入状況 (%)		
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報 提供の取組 (いずれかに○を付ける)	(取組の有無) 実施 ・ 未実施	
①～④の合計			

※ (参考情報) 電力供給可能地域

電力供給可能地域に○をつける	・ 東京電力管内 (富士川以東)	・ 中部電力管内 (富士川以西)
----------------	------------------	------------------

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に算入した電気事業者(算入から1年以内)であって、電源構成を開示していない者は、算入日及び開示予定時期(算入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」及び「評価点」には、別紙1により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法(又は算入日及び開示予定時期)を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を入札適合者とする。

注4) 1及び2の項目を満たすことを示す書類を添付すること。

様式2

環 政 第 号
令和 年 月 日

(各部局等の長) 様

くらし・環境部環境局環境政策課長

静岡県電力の調達に係る環境配慮方針に基づく電気事業者の判定結果について

このことについて、電力調達に係る電気事業者の判定結果をお知らせします。

	電気事業者名	情報開示	評価点	入札参加資格
1				
2				
3				
4				
5				

担 当 : 地 球 環 境 班
電話番号 : 054-221-2208

様式3

環 政 第 号
令和 年 月 日

(電気事業者) 様

静岡県くらし・環境部環境局環境政策課長

静岡県電力の調達に係る環境配慮方針に基づく判定結果について

静岡県電力の調達に係る環境配慮方針に基づき令和 年 月 日に提出された報告書を判定した結果、基準点数以上（以下）であったことを通知します。

担 当 地 球 環 境 班
電話番号 054-221-2208